

ひとり親家庭の親子バスレク



☐ 7月16日(日) 午前9時15分  
に社会福祉総合センター集合  
所砂川こどもの国(砂川市)。  
☑ 母子・父子家庭の親と小学  
生までの子130人。  
¥300円。昼食は持参。

☑ 往復はがきの上欄**必要事項**  
を記入し、6月26日(月)(必着)  
までに母子寡婦福祉連合会  
(〒060-0042中央区大通西19社  
会福祉総合センター内)へ送  
付。(抽選)

☎ **詳細** 母子寡婦福祉センター  
(631) 3270



介護保険

△保険料のお知らせを送付▽

6月中旬に65歳以上の方  
(第1号被保険者)へ18年度  
介護保険料のお知らせを送付  
します。年金天引き(特別徴  
収)に該当する方には「特別

徴収決定通知書」を、納入通  
知書や口座振替での納付(普  
通徴収)に該当する方には  
「納入通知書」を送付します。

なお、17年度まで普通徴収  
で18年度から特別徴収に該当  
となる方は、10月支給の年金  
から天引きが開始されますの  
で、9月までは納入通知書や  
口座振替で納付してください。  
△遺族・障害年金からも介護  
保険料が天引きになります▽

これまで年金天引きの対象  
となっていないかった、65歳以  
上の方の遺族年金や障害年金  
からも、介護保険料が直接引  
かれるようになります。

年金天引きは10月支給の年  
金から開始されますので、9  
月までは納入通知書や口座振  
替で納付してください。

△保険料の納入は便利な口座  
振替(自動払い込み)で▽  
普通徴収の介護保険料の納  
付には口座振替が便利です。

必要事項を記入して返送する  
か、預(貯)金通帳、印鑑(通  
帳に使用のもの)、納入通知  
書を持参し、口座のある金融  
機関か郵便局、区役所の保険  
年金課へお申し込みください。

△低所得者減免制度▽  
18年度の保険料が第3段階  
以上で、次のすべての基準を  
満たす65歳以上の方は、申請  
により最も低い金額の段階ま  
で介護保険料が減免されます。

お住まいの区の区役所保険年  
金課へ申請してください。

☑ ①17年中の収入の合計が単  
身世帯で20万円、2人世帯で  
160万円(以降1人につき50万  
円を加算)以下、②世帯全員  
の預貯金の合計額が350万円以  
下、③別世帯の市民税課税者  
に扶養されていない、④世帯  
全員が居住用など以外の不動  
産を所有していない。

持参するもの世帯全員の17年  
中の収入の分かるもの、預貯  
金額の分かるもの、加入して  
いる健康保険の保険証。

☎ **詳細** 区役所(1階)の保険  
年金課

△サービス利用に係る各種減  
額・減免の更新について▽  
介護保険サービスを利用す  
る場合、利用者は掛かった費  
用の1割や食費などを原則負  
担することになります。所  
得の低い方など一定の要件を  
満たす場合、減額・減免が受  
けられます。

なお、現在認定証をお持ち  
の方も有効期限が6月末です  
ので、お早めに申請願います。  
減額・減免制度①負担限度額  
認定②介護保険施設などに入  
所(短期入所)した際に支払  
う食費・居住(滞在)費を軽  
減(18年度の税制改正での高  
齢者の非課税措置の廃止によ  
り利用者負担段階が2段階以  
上上がる方については、負担  
額が本来より低い金額となる

場合があります)、②社会福  
祉法人利用者負担額減額③社  
会福祉法人などから減額対象  
のサービスを受ける際、特に  
生計が困難な方や18年度の税  
制改正の影響により利用者負  
担段階が第3段階から第4段  
階になる方などについては、  
利用者負担を軽減、③旧措置  
入所者の利用者負担の特例④  
介護保険制度が始まる前から  
特別養護老人ホームに入所し  
ていた方は、以前の負担を上  
回らないように1割の利用者  
負担と食費・居住費を軽減、  
④障がい者訪問介護減額⑤利  
用者負担が18年3月末時点で  
3%の方は、19年6月末まで  
の間、引き続き3%(以後段  
階的に引き上げ)に、また、  
障害者自立支援法によるサー  
ビス利用時に、境界層で負担  
額が無料の方は、介護保険利  
用者負担が全額免除になりま  
す。

☎ **詳細** 区役所(1階)の保健  
福祉課

△18年度の納付通知書を送付▽  
1年間の保険料は6月に決  
まり、6月中旬に送付する納  
付通知書で金額や計算の内訳  
をお知らせします。保険料は  
6月から来年3月まで10回の  
納期に分けて納めていただき  
ます。

なお、40歳以上64歳以下の  
方がいる世帯には、医療分保  
険料と介護分保険料を合わせ  
た金額の納付通知書を送付し  
ます。

また、世帯内で40歳になる  
方がいるときや、異動(加入・  
脱退)、所得の更正などで保  
険料が変わる場合には、その  
都度お知らせします。

△保険料の計算方法が変わり  
ます▽  
今年度から保険料の計算方  
法が変更となり、従来の住民  
税を基にした方法から、所得  
から33万円を引いた額を基に  
する方法になります。これに  
伴い、一定条件を満たした60  
歳~65歳の方の減免制度(老  
年低所得者減免)はなくなり  
ます。

☎ **詳細** 区役所(1階)の保険  
年金課

△国民年金制度について▽  
国民年金制度は、要件に応  
じて老齢・障がい・死亡に関  
して必要な給付を行います。  
老後やもしものときを考え、  
保険料を忘れずに納付し、保  
険料未納期間をつくらないよ  
うにしましょう。

経済的な理由などで保険料  
を納められない場合、一定の  
要件を満たすと保険料を免除  
する制度があります。

国民年金

☎ **詳細** 区役所(1階)の保険  
年金課

△国民年金制度について▽  
国民年金制度は、要件に応  
じて老齢・障がい・死亡に関  
して必要な給付を行います。  
老後やもしものときを考え、  
保険料を忘れずに納付し、保  
険料未納期間をつくらないよ  
うにしましょう。

経済的な理由などで保険料  
を納められない場合、一定の  
要件を満たすと保険料を免除  
する制度があります。

☎ **詳細** 区役所(1階)の保険  
年金課